

令和5年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和5年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和5年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託仕様書による。

3 契約上限額

5,608,350円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(9) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

(1) 公示	令和 5 年 5 月 1 9 日（金）
(2) 事前説明会	実施しない
(3) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和 5 年 6 月 6 日（火）午後 5 時
(4) 質問等の締切	令和 5 年 6 月 1 2 日（月）午後 5 時
(5) 企画提案書の提出締切	令和 5 年 6 月 1 9 日（月）午後 5 時
(6) プレゼンテーション（ヒアリング）	令和 5 年 6 月 2 6 日（月）
(7) 審査結果の通知	令和 5 年 6 月 2 8 日（水）（予定）

8 企画提案競技の方法

- (1) 事前説明会
事前説明会を行わない。
- (2) 参加申込み
企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙 1）を提出すること。
- ① 提出先
下記 12 を参照
- ② 提出期限
令和 5 年 6 月 6 日（火）午後 5 時
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (3) 企画提案書の提出
- ① 企画提案書の内容
本実施要領 2 「委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ② 提出書類
- ア 企画書（6 部）
- ・提出する企画案は、1 案のみとする。
 - ・書式は A 4 判（一部 A 3 判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入す

る。

イ 見積書（原本1部、写し6部）

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・別紙2により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和5年6月19日（月）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（4） 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和5年6月12日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

（5） プレゼンテーション（ヒアリング）

日時：令和5年6月26日（月）午後1時30分から

場所：宮崎県庁7号館 732号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

① 対象者：（3）に基づき企画提案書を提出期限内に提出した事業者

② プレゼンテーション：説明15分、質疑10分の合計25分とする。

※パソコンを用いてプレゼンテーションを行う場合は、事前に連絡すること。

③ 各者の審査順については、企画提案書等の提出順とする。（審査順は後日連絡。）

（6） 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① コンセプト（企画のコンセプトが明確であり、事業目的と一致しているか。）

② 訴求力（海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。）

③ 効果（海岸漂着物等の発生抑制に係る啓発を促進する内容となっているか。）

④ 経済性（提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。）

⑤ 実施体制、スケジュール（実施体制、スケジュールは適当か。）

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査の通知

令和5年6月28日(水)(予定)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県環境森林部循環社会推進課企画・リサイクル担当 (担当 坂本)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7081
ファックス番号 0985-22-9314
メールアドレス junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp